

2016年(平成28年度)部落解放同盟飯塚市協議会活動報告

1 各種会議・研修会

会議・集会・研修会	開催日	開催場所	出席者	備考
定期大会	2016. 4. 17	立岩会館	84名	第9回大会
福岡県委員会	2016. 5. 19	県連解放センター	3名	第66期第4回県委員会
	2016. 6. 21	県連解放センター	3名	第66期第5回県委員会
	2016. 12. 19	県連解放センター	5名	第67期第1回県委員会
	2017. 2. 15	県連解放センター	2名	第67期第2回県委員会
飯塚市協委員会	2016. 4. 12	伊岐須会館	43名	第8期第8回市協委員会
	2016. 5. 17	伊岐須会館	40名	第9期第1回市協委員会
	2016. 6. 20	伊岐須会館	38名	第9期第2回市協委員会
	2016. 9. 2	伊岐須会館	39名	第9期第3回市協委員会
	2016. 12. 2	伊岐須会館	40名	第9期第4回市協委員会
	2017. 1. 11	伊岐須会館	39名	第9期第5回市協委員会
	2017. 1. 26	伊岐須会館	35名	第9期第6回市協委員会
	2017. 3. 16	伊岐須会館	38名	第9期第7回市協委員会
執行委員会	2016. 4. 5	市協事務所	7名	第8期第13回執行委員会
	2016. 4. 21	市協事務所	7名	第9期第1回執行委員会
	2016. 5. 9	市協事務所	7名	第9期第2回執行委員会
	2016. 6. 2	市協事務所	7名	第9期第3回執行委員会
	2016. 7. 4	市協事務所	7名	第9期第4回執行委員会
	2016. 8. 1	市協事務所	7名	第9期第5回執行委員会
	2016. 9. 2	市協事務所	7名	第9期第6回執行委員会
	2016. 10. 4	市協事務所	7名	第9期第7回執行委員会
	2016. 11. 2	市協事務所	8名	第9期第8回執行委員会
	2016. 12. 2	市協事務所	8名	第9期第9回執行委員会
	2017. 1. 11	市協事務所	7名	第9期第10回執行委員会
	2017. 1. 26	市協事務所	8名	第9期第11回執行委員会
	2017. 2. 6	市協事務所	8名	第9期第12回執行委員会
	2017. 3. 6	市協事務所	8名	第9期第13回執行委員会
財務委員会	2016. 4. 11	伊岐須会館	6名	第8期第3回財務委員会
	2016. 4. 26	伊岐須会館	5名	第9期第1回財務委員会
	2016. 11. 2	伊岐須会館	5名	第9期第2回財務委員会
組織検討委員会	2016. 12. 21	伊岐須会館	9名	第9期第1回組織検討委員会
	2017. 3. 13	伊岐須会館	8名	第9期第2回組織検討委員会
	2017. 3. 31	伊岐須会館	9名	第9期第3回組織検討委員会
大会運営委員会	2016. 4. 17	立岩会館	6名	第9回定期大会第2回大会運営委員会
	2017. 2. 16	伊岐須会館	6名	第10回定期大会第1回大会運営委員会
人権のまちづくり	2016. 11. 5	立岩会館	82名	飯塚市協解放教育学習会
	2017. 2. 5	立岩会館	38名	飯塚市協男女共同参画推進学習会
子ども支援	2016. 4. 23	県連解放センター	2名	県連第1回高校生代表者会議
	2016. 5. 21	県連解放センター	2名	県連第2回高校生代表者会議
	2016. 7. 12	伊岐須会館	9名	市協第1回高校生代表者会議

	2016. 8. 10	飯塚市内	2名	解放子ども会合宿研修会
	2016. 8. 18	伊岐須会館	11名	市協第2回高校生代表者会議
	2016. 8. 20~21	鳥取市	2名	第48回全国高校生集会
	2016. 9. 30	伊岐須会館	6名	市協第3回高校生代表者会議
	2016. 10. 19	穂波庁舎	1名	第1回定数検討委員会
	2016. 11. 6	県連解放センター	2名	県連第6回高校生代表者会議
	2016. 12. 4	県連解放センター	2名	県連第7回高校生代表者会議
	2016. 12. 8	穂波庁舎	1名	第2回定数検討委員会
	2017. 1. 15	県連解放センター	2名	県連第8回高校生代表者会議
	2017. 1. 24	県庁	1名	飯塚市定数要請行動
	2017. 2. 4	立岩会館	12名	第46回福岡県高校生集会
	2017. 2. 7	県連解放センター	1名	定数学習会
	2017. 3. 5	県連解放センター	2名	県連第8回高校生代表者会議
	2017. 3. 18	熊本県益城町	3名	熊本県連高校生との交流会
女性支援	2016. 4. 7	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会
	2016. 4. 18	コミュニティセンター	1名	飯塚男女共同参画推進ネットワーク会議
	2016. 4. 18	コミュニティセンター	5名	サンクスフォーラム実行委員会
	2016. 4. 23	コミュニティセンター	4名	飯塚男女共同参画推進ネットワーク総会
	2016. 5. 10	市協事務所	5名	第9期第1回女性部代表者会議
	2016. 5. 14~15	長崎市	10名	第61回全国女性集会
	2016. 5. 16	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会
	2016. 6. 2	県連解放センター	1名	県連女性役員研修会
	2016. 6. 21	伊岐須会館	5名	第9期第2回女性部代表者会議
	2016. 6. 26	伊岐須会館	51名	第9回市協女性集会
	2016. 6. 28	県連解放センター	4名	県連女性部拡大研修会
	2016. 8. 24	県連解放センター	1名	福岡県女性役付職員との懇談会
	2016. 9. 5	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会
	2016. 9. 26	コミュニティセンター	1名	飯塚男女共同参画推進ネットワーク会議
	2016. 9. 26	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会
	2016. 9. 27	市協事務所	5名	第9期第3回女性部代表者会議
	2016. 10. 3	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会
	2016. 10. 17	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会
	2016. 10. 24	コミュニティセンター	1名	飯塚男女共同参画推進ネットワーク会議
	2016. 10. 31	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会
	2016. 11. 1	市協事務所	6名	第9期第4回女性部代表者会議
	2016. 11. 5	市協事務所	7名	第1回市協女性部拡大代表者会議
	2016. 11. 6	伊岐須会館	17名	第1回高齢者配食事業
	2016. 11. 14	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会
	2016. 11. 17	県連解放センター	1名	第51回福岡県女性集会実行委員会
	2016. 11. 28	コミュニティセンター	1名	飯塚男女共同参画推進ネットワーク会議
	2016. 11. 29	県連解放センター	1名	福岡県女性集会第2回選挙管理委員会
	2016. 12. 3	コミュニティセンター	5名	サンクスフォーラム祭
	2016. 12. 5	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会

女性支援	2016. 12. 8	県連解放センター	1名	福岡県女性集会第3回選挙管理委員会
	2016. 12. 12	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会
	2016. 12. 18	県連解放センター	10名	第51回福岡県女性集会
	2016. 12. 19	コミュニティセンター	1名	飯塚男女共同参画推進ネットワーク会議
	2017. 1. 5	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会
	2017. 1. 6	市協事務所	4名	第1回女性部役員会
	2017. 1. 11	市協事務所	7名	第9期第5回女性部代表者会議
	2017. 1. 14	コミュニティセンター	83名	飯塚市男女共同参画推進事業
	2017. 1. 16	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会
	2017. 1. 23	コミュニティセンター	1名	飯塚男女共同参画推進ネットワーク会議
	2017. 1. 24	市協事務所	4名	第9期第6回女性部代表者会議
	2017. 1. 28	コミュニティセンター	1名	飯塚男女共同参画推進ネットワーク会議
	2017. 2. 27	コミュニティセンター	1名	飯塚男女共同参画推進ネットワーク会議
	2017. 3. 6	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会
	2017. 3. 7	市協事務所	5名	第9期第7回女性部代表者会議
	2017. 3. 11	市協事務所	7名	第9期第2回女性部拡大代表者会議
	2017. 3. 11	飯塚市内	15名	第2回高齢者配食事業
	2017. 3. 13	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会
高齢者支援	2016. 7. 6	伊岐須会館	7名	第9期第1回高齢者部会
	2016. 7. 26	伊岐須会館	42名	第9回高齢者集会
	2016. 9. 8	穂波人権啓発センター	73名	穂波支部統括高齢者交流会
	2016. 9. 16	立岩会館	50名	飯塚支部統括高齢者交流会
	2016. 12. 15	伊岐須会館	6名	第9期第2回高齢者部会
	2017. 2. 22	立岩会館	41名	飯塚市協高齢者学習会
	2017. 3. 23~24	北九州ハイツ	5名	県連高齢者一泊研修会
人材育成	2016. 5. 12	市協事務所	7名	第9期第1回青年部活動者会議
	2016. 6. 16	市協事務所	8名	第9期第2回青年部活動者会議
	2016. 6. 23	伊岐須会館	12名	第9回飯塚市協青年集会
	2016. 6. 26	県連解放センター	5名	第44回福岡県青年集会
	2016. 8. 20~21	鳥取市	7名	第60回全国青年集会
	2016. 8. 15	市協事務所	7名	第9期第3回青年部活動者会議
	2016. 11. 8	市協事務所	9名	第9期第4回青年部活動者会議
	2016. 11. 19	大刀洗町	13名	育成事業(小中学生・高校生・青年)
	2017. 1. 21	労働会館	7名	第9期第5回青年部活動者会議
	2017. 3. 11~12	嘉麻市	1名	第7回九プロ青年活動者交流集会
人権救済法	2016. 5. 23	東京都	1名	人権確立要求第1次中央集会
	2016. 10. 27	東京都	2名	人権確立要求第2次中央集会
産炭地	2016. 4. 22	福岡市	1名	三局長交渉
	2016. 4. 25	田川市	2名	産炭地委員会
	2016. 5. 23~24	東京都	2名	産炭地中央交渉
	2016. 6. 20	田川市	2名	産炭地委員会
	2016. 6. 27	県連解放センター	2名	九州産業保安監督部再交渉
	2016. 6. 14	福岡市	16名	七機関交渉

産炭地	2016. 8. 1	田川市	2名	産炭地委員会
	2016. 8. 3	市協事務所	1名	七機関交渉の継続協議
	2016. 8. 19	市協事務所	1名	七機関交渉の継続協議
	2016. 8. 23	田川市	1名	厚生労働省室長との話合
	2016. 9. 9	福岡市	11名	福岡県産炭地交渉
	2016. 9. 26	田川市	2名	産炭地委員会
	2016. 10. 13	飯塚市内	1名	平恒支部鉱害調査
	2016. 10. 13	県連解放センター	1名	七機関再交渉
	2016. 10. 27~28	東京都	2名	産炭地中央交渉
	2016. 11. 1	飯塚市内	2名	平恒支部鉱害協議
	2016. 11. 7	飯塚市内	1名	大日寺赤水視察
	2016. 11. 15	飯塚市内	1名	庄内立支部視察(農地)
	2016. 12. 1	市協事務所	1名	ジョグネックとの協議
	2016. 12. 13	市協事務所	1名	国土交通省との協議
	2017. 1. 27	市協事務所	1名	遠賀川事務所との協議
	2017. 1. 31	市協事務所	1名	特定鉱害復旧センターとの協議
	2017. 3. 7	飯塚市内	1名	花瀬地区赤水現地調査
	2017. 3. 13	田川市	1名	産炭地委員会
	2017. 3. 14	飯塚市内	1名	浦田支部鉱害調査
	労働対策	2016. 5. 13	嘉穂総合高校	1名
2016. 5. 19		飯塚職安	1名	就職問題連絡協議会運営委員会
2016. 5. 28		飯塚職安	1名	中学校職場実地指導運営委員会
2016. 6. 15		筑豊ハイツ	1名	第30回就職連絡協議会総会
2016. 6. 17		立岩会館	1名	進路保障協議会総会
2016. 6. 22		立岩会館	1名	中学校職場実地指導運営委員会
2016. 6. 29		筑豊ハイツ	2名	第20回筑豊ブロック全体協議会
2016. 7. 8		立岩会館	1名	第2回就職対策会議
2016. 8. 23		ポリテクセンター	1名	中学校職場体験
2016. 9. 9		立岩会館	1名	第3回就職対策会議
2016. 9. 14		県連解放センター	1名	第67期第1回労働対策部長会議
2016. 10. 21		飯塚職安	1名	中学校職場実地指導運営委員会
2016. 11. 11		立岩会館	1名	第4回就職対策会議
2016. 12. 8		飯塚職安	1名	職安・出先機関との定期協議会
2017. 2. 3		立岩会館	1名	第5回就職対策会議
2017. 2. 16		飯塚職安	1名	就職問題連絡協議会運営委員会
2017. 2. 23		立岩会館	21名	飯塚市協労働関係学習会
農政対策	2016. 5. 20	県連解放センター	1名	農林水産部関係事業説明会
	2016. 7. 27	福岡市	1名	JAグループ福岡との学習会
	2016. 9. 30	県連解放センター	1名	第67期第1回農政対策部長会議
	2016. 11. 9	市協事務所	1名	福岡県農政局・飯塚農林との協議
	2016. 12. 12	市協事務所	1名	飯塚農林課との協議
	2016. 12. 20	伊岐須会館	6名	第1回農政部会議
	2017. 1. 11	市協事務所	1名	飯塚農林課との協議

農政対策	2017. 1. 30	県連解放センター	1名	農林水産部及びJA福岡との学習会
その他	2016. 10. 4	県連解放センター	1名	第67期第1回生活対策部長会議
	2016. 12. 21	県連解放センター	1名	第67期第1回企業対策部長会議
研修会	2016. 6. 9~10	高知市	11名	第41回西日本夏期講座
	2016. 8. 4	福岡市	3名	第57回福岡県人権・同和教育夏期講座
	2016. 8. 22~23	福岡市	2名	第43回九州地区人権・同和教育夏期講座
	2016. 9. 13~17	芦屋市	1名	隣保事業士資格認定講習会
	2016. 10. 18~20	奈良市	11名	第50回全国研究集会
	2016. 10. 15	行橋市	3名	第55回福岡県人権・同和教育研究大会
	2016. 11. 22	福岡市	20名	松本治一郎逝去50周年記念集会
	2016. 12. 26~27	大阪市	13名	第68回全国人権・同和教育研究大会
	2016. 12. 3~4	名古屋市	5名	第23回中央福祉学校
	2016. 12. 6~7	佐賀市	21名	第36回全九州研究集会
	2016. 12. 25	飯塚市内	1名	2016年度福岡県人権・同和教育冬期講座
	2016. 12. 26	桂川町	5名	第45回嘉山地区高同教研究集会
	2017. 2. 2~3	名古屋市	14名	第31回全国人権啓発研究集会
	2017. 2. 18	田川市	1名	2016年度福岡県同教実践交流会
2017. 2. 25~26	京都市	6名	第39回全国人権保育研究集会	

2016年度部落解放同盟飯塚市協議会決算書
(2016年4月1日～2017年3月31日迄)

【歳入の部】

項目	費目	予算額	流用額	予算額	決算	残額	補助対象	自主財源
1 繰越金	① 繰越金	55,438	0	55,438	55,438	0	0	55,438
2 会費	① 会費	4,680,000	0	4,680,000	4,680,000	0	0	4,680,000
3 補助金	① 補助金	20,990,000	0	20,990,000	20,934,562	55,438	20,934,562	0
4 カンパ金	① カンパ	100,000	0	100,000	40,000	60,000	0	40,000
5 雑収入	① 雑収入	10,000	0	10,000	62	9,938	0	62
合計		25,835,438	0	25,835,438	25,710,062	125,376	20,934,562	4,775,500

【歳出の部】

項目	費目	予算額	流用額	予算額	決算	残額	補助対象	自主財源
1 人件費	小計	8,442,000	67,124	8,509,124	8,509,124	0	8,509,124	0
	① 専従役員給与	7,040,000	0	7,040,000	7,040,000	0	7,040,000	0
	② 通勤費	92,000	△ 800	91,200	91,200	0	91,200	0
	③ 保険料	950,000	67,924	1,017,924	1,017,924	0	1,017,924	0
	④ 非常勤役員行動費	360,000	0	360,000	360,000	0	360,000	0
2 事務所費	小計	1,201,000	△ 4,374	1,196,626	1,195,698	928	1,153,230	42,468
	① 維持費	400,000	1,788	401,788	401,788	0	401,788	0
	② 消耗品費	300,000	36,030	336,030	336,030	0	330,288	5,742
	③ 食糧費	40,000	△ 2,492	37,508	36,726	782	0	36,726
	④ 委託料	1,000	△ 1,000	0	0	0	0	0
	⑤ 通信費	300,000	△ 15,900	284,100	284,030	70	284,030	0
	⑥ 印刷製本費	5,000	△ 5,000	0	0	0	0	0
	⑦ 賃借料	120,000	△ 1,100	118,900	118,872	28	118,872	0
	⑧ 備品費	10,000	△ 10,000	0	0	0	0	0
	⑨ 事務所費その他	25,000	△ 6,700	18,300	18,252	48	18,252	0
3 会議費	小計	710,000	3,740	713,740	713,740	0	713,740	0
	① 県委員会	110,000	△ 71,260	38,740	38,740	0	38,740	0
	② 市協委員会その他	600,000	75,000	675,000	675,000	0	675,000	0
4 事業費	小計	7,585,000	383,993	7,968,993	7,884,039	84,954	7,084,399	799,640
	① 人権のまちづくり	200,000	△ 40,000	160,000	160,000	0	160,000	0
	② 子ども支援	200,000	24,840	224,840	224,840	0	224,840	0
	③ 女性支援	700,000	15,296	715,296	715,296	0	704,366	10,930
	④ 高齢者支援	700,000	△ 373,000	327,000	326,500	500	305,500	21,000
	⑤ 人材育成	600,000	75,403	675,403	675,403	0	673,933	1,470
	⑥ 人権救済法	310,000	△ 103,616	206,384	205,380	1,004	205,380	0
	⑦ 産炭地関係	400,000	68,220	468,220	468,220	0	468,220	0
	⑧ 研修会費	3,000,000	805,160	3,805,160	3,805,160	0	3,716,700	88,460
	⑨ 費用弁償	120,000	△ 44,100	75,900	50,420	25,480	50,420	0
	⑩ その他の行動	1,100,000	39,040	1,139,040	1,139,040	0	575,040	564,000
	⑪ 教宣費	5,000	0	5,000	0	5,000	0	0
	⑫ 狭山	200,000	△ 83,250	116,750	74,420	42,330	0	74,420
	⑬ 書籍費	50,000	0	50,000	39,360	10,640	0	39,360
5 大会費	小計	1,165,600	△ 408,900	756,700	741,048	15,652	557,300	183,748
	① 市協大会	150,000	△ 3,740	146,260	145,748	512	0	145,748
	② 県連大会	180,000	△ 22,060	157,940	151,240	6,700	113,240	38,000
	③ 全国大会	835,600	△ 383,100	452,500	444,060	8,440	444,060	0
6 調査費	小計	2,600,000	0	2,600,000	2,598,269	1,731	2,403,269	195,000
	① 地区統括調査費	2,600,000	0	2,600,000	2,598,269	1,731	2,403,269	195,000
7 負担金	小計	4,010,000	13,500	4,023,500	4,023,500	0	513,500	3,510,000
	① 県連会費	3,510,000	0	3,510,000	3,510,000	0	0	3,510,000
	② 負担金	500,000	13,500	513,500	513,500	0	513,500	0
8 渉外費	小計	80,000	△ 13,500	66,500	42,240	24,260	0	42,240
	① 渉外費	50,000	0	50,000	42,240	7,760	0	42,240
	② 慶弔費	30,000	△ 13,500	16,500	0	16,500	0	0
9 予備費	小計	41,838	△ 41,583	255	0	255	0	0
	① 予備費	41,838	△ 41,583	255	0	255	0	0
合計		25,835,438	0	25,835,438	25,707,658	127,780	20,934,562	4,773,096

歳入 25,710,062
歳出 25,707,658
残額 2,404

2017年4月5日会計監査済
監査委員
監査委員
監査委員

全日本同和会飯塚市支部協議会 規約

(総則)

第1条 本会は、全日本同和会飯塚支部協議会と称する。

第2条 本会の事務所は飯塚市内に置く。

(目的及び運動)

第3条 本会は、同和問題の完全な解決を図ると共に、民主主義社会の建設に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の三項目を基本線とし、その年々の情勢に即応して必要とする一切の運動を行う。

- 1 社会的施策の拡充・産業経済の伸長・教育文化の向上・生活環境の改善、啓発教育活動の強化を主軸とする総合的同和国策の樹立実行を強力に推進する。
- 2 地域住民の自覚と生活意識を高め、社会的、経済的地位の向上と生活環境の改善を図る。
- 3 婚姻・就職・職業・教育・居住・社交など一切の差別を撤廃し、差別的偏見を打破するための啓発宣伝活動を行う。

(組織)

第5条 本会は、本会の規約に賛成する同士を会員として組織する。

第6条 会員は、所定の会費を納め、本会の決定する方針、決議に基づき、積極的に活動する。

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|-------|
| 1 支部長 | 1名 |
| 2 副支部長 | 1名 |
| 3 会計 | 1名 |
| 4 会計監査 | 2名 |
| 5 執行委員 | 10名以内 |

第8条 支部長、副支部長、会計、執行委員、監査は支部協議会総会にて選出する。

第9条 支部長は、支部を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の定めるところにより、その職務を行う。

- 3 会計は本会の会計全般を担当する。
 - 4 会計監査は本会の会計を監査する。
- 第10条 役員の任期は2年とする。ただし再選は妨げない。
- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計)

- 第11条 本会の会計は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第12条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。
- 第13条 本会の予算及び決算は、支部総会で承認を得なければならない。
- 第14条 本会の会費は月額400円とし、年額4,800円を会計年度内に納付するものとする。

(その他)

- 第15条 旅費・手当等及び慶弔費等の支払いについては、「旅費・手当等及び慶弔費等の支払等に関する規程」により支払うものとする。

(付則)

本規約は、平成19年4月1日より実施する。

全日本同和会 福岡県連合会 飯塚支部協議会

平成28年度 事業報告書

月	会議名	会催場所	開催日	参加数
4月	全国常任理事及び全国理事合同会議	東京	21日(木)	1名
	飯塚支部執行委員会議及び監査会	飯塚市	3日(日)	7名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	24日(日)	2名
5月	青年部理事会	東京	18日(水)	1名
	第57回全国大会	東京	19日(木)	5名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	29日(日)	2名
6月	福岡県連合理事及び支部長会議	北九州市	23日(木)	2名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	26日(日)	2名
7月	青年部研修会	大阪	13日(水)	2名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	31日(日)	2名
8月	女性部正副部長会議	京都	25日(木)	1名
	女性部理事会	京都	日()	0名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	28日(日)	2名
9月	九州連合会研修大会	鹿児島	6日(火)	7名
	飯塚支部三役会議	飯塚市	18日(日)	3名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	25日(日)	2名
10月	女性部研修会	京都	20日(木)	5名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	30日(日)	2名
11月	総務組織教育対策委員会議	広島	9日(水)	2名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	27日(日)	2名
12月	全国常任理事及び全国理事合同会議	東京	1日(木)	1名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	25日(日)	2名
1月	九州役員研修会	北九州市	26日(木)	2名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	29日(日)	2名
2月	青年部正副部長会議	東京	15日(水)	1名
	全国合同研修大会	東京	16日(木)	4名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	26日(日)	2名
3月	飯塚支部三役会議	飯塚市	12日(日)	3名
	飯塚支部執行委員会議及び監査会	飯塚市	26日(日)	7名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	26日(日)	2名

平成28年度全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会【決算書】

【歳入の部】

(単位:円)

項目	費目	予算額	流用額	決算額	備考	補助対応額	自主財源
1	前年度繰越金	(小計) 924		924			924
	1 前年度繰越金	924		924			924
2	市補助金	(小計) 2,540,000		2,539,076		2,539,076	
	1 市補助金	2,540,000		2,539,076		2,539,076	
3	会費	(小計) 436,800		436,800			436,800
	1 会費	436,800		436,800	400円×12ヶ月×91人		436,800
4	雑入	(小計) 83		83			83
	1 預金利子	83		83			83
合計		2,977,807		2,976,883		2,539,076	437,807

【歳出の部】

(単位:円)

項目	費目	予算額	流用額	決算額	備考	補助対応額	自主財源
1	人件費	(小計) 728,000		728,000		728,000	0
	1 役員専従人件費			728,000	支部長 16,000円×12ヶ月×1人 副支部長 8,000円×12ヶ月×1人 会計 8,000円×12ヶ月×1人 執行委員 4,000円×12ヶ月×7人 監査 4,000円(年額)×2人	728,000	0
2	旅費	(小計) 1,430,000	108,200	1,537,900	一部自主財源	1,379,417	158,483
	1 大会旅費	400,000	△300	399,700	九州・全国大会等 ※研修旅費へ流用	399,700	0
	2 研修旅費	570,000	62,000	632,000	全国幹部研修会、九州地区研修等 ※大会旅費・研修会費・事務局費・予備費より流用	569,717	62,283
	3 会議旅費	460,000	46,200	506,200	支部三役会議、執行委員会等 ※事務局費より流用	410,000	96,200
3	活動費	(小計) 362,000	△10,000	352,000		352,000	0
	1 青年部	134,000		134,000	地域活動	134,000	0
	2 女性部	134,000		134,000	地域活動	134,000	0
	3 老人部	74,000		74,000	地域活動	74,000	0
	4 研修会費	20,000	△10,000	10,000	※研修旅費へ流用	10,000	0
4	事務局費	(小計) 200,000	60,080	139,920	一部自主財源	79,659	60,261
	1 事務消耗品等	200,000	60,080	139,920	※研修旅費へ流用・会議旅費へ流用	79,659	60,261
5	慶弔費	(小計) 10,000	△10,000	0	自主財源	0	0
	1 慶弔費	10,000	△10,000	0	食糧費飲食費	0	0
	2 交際費			0			
6	地協負担金	(小計) 218,400		218,400	自主財源	0	218,400
	1 地協負担金	218,400		218,400	200円×12ヶ月×91人	0	218,400
7	予備費	(小計) 29,407		0		0	0
	1 予備費	29,407		0	※研修旅費へ流用	0	0
合計		2,977,807		2,976,220		2,539,076	437,144
繰越額				663		0	663

収入済額 2,976,883 円 - 支出済額 2,976,220 円 = 繰越金 663 円

平成29年3月26日 上記のとおり、相違ないと認めます。

会計監査

会計監査

飯塚人権擁護委員協議会会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、飯塚人権擁護委員協議会と称する。

第2条 本会は、事務所を福岡法務局飯塚支局内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、人権擁護事業に関する能率的運営と組織的活動の促進を図り、もって真に平和と自由を愛する民主的地域社会の確立に努めることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝に関する事項
- (2) 民間に於ける人権擁護活動の助長に関する事項
- (3) 人権擁護委員の職務に関し、必要な資料及び情報の収集
- (4) 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表
- (5) 人権擁護上必要がある場合に関係機関に対し意見を述べること
- (6) 人権擁護委員相互の連絡及び総合計画の樹立に関する事項
- (7) その他目的達成に必要な事項

第3章 組 織

第5条 本会は、福岡法務局飯塚支局管内の人権擁護委員をもって組織する。

第4章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1人
副会長	2人以内
常務委員	13人以内
事務局長	1人
監 事	2人

第7条 常務委員は、各地区に属する人権擁護委員の互選とする。

2 常務委員は、原則として飯塚市から7人以内、嘉麻市から4人以内、桂川町から1人とする。ただし、会長を選出した市町からは、新たに1人常務委員を選出することができる。

3 会長及び副会長は、常務委員会において選出する。

4 事務局長は、本会に所属する人権擁護委員の中から選出し、常務委員会の意見を聞いて会長が指名する。

なお、事務局長は常務委員を兼任することができるものとする。

5 監事は、常務委員会において選任する。

第8条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

3 副会長が会長の職務を行う順位は、会長の指名又は常務委員会で定める。

4 常務委員及び事務局長は、常務委員会を組織し、会務の執行にあたる。

5 監事は、本会の会計を監査する。

第9条 本会の役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了又は辞任により退任した役員は、新たに当該役員が選任されるまでの間、その職務を行う。

第10条 本会に顧問を若干名を置くことができる。

2 顧問は、常務委員会の推薦により会長が総会に諮ってこれを委嘱する。

3 顧問は、重要な事項につき会長の諮問に応じる。

第5章 会 議

第11条 本会の会議は、総会及び常務委員会とする。

第12条 本会の会議は会長が招集し、会議の際は会長が議長となる。ただし、会議の時期及び方法については、福岡法務局飯塚支局と協議しなければならない。

第13条 総会は、毎年1回これを開催する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

第14条 常務委員会は、必要に応じて開催する。

第15条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければこれを開催することができない。

第16条 会議の議決は、出席者の過半数による。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第17条 会議に出席することができない者は、あらかじめ通知された事項につき、その会議の出席者に議決を委任し、又は書面をもって議決に加わることができる。

第18条 会長は、特別の事情があるときは、文書をもって常務委員の意見を求め、その会議に代えることができる。

第19条 常務委員会は下記の事項を処理する。

(1) 本会の任務を遂行するために必要な事項の企画立案及び実施に関する事項

(2) 総会に附議すべき事項

(3) 総会から附託された事項

(4) その他会長において必要と認めた事項

第20条 総会には下記の事項を附議する。

- (1) 会則の変更に関する事項
- (2) 収支の予算及び決算に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 財産の処分に関する事項
- (5) その他本会の運営についての重要な事項

第21条 福岡法務局飯塚支局長及びその指定する職員は、本会の会議に出席して意見を述べることができる。

第22条 本会が関係機関に対して述べる意見は、総会の意図に基づくものでなければならない。

第23条 本会の会議の議事は、これを記録しなければならない。

第6章 部 会

第24条 本会に同和問題専門部会、高齢者問題専門部会、男女共同参画部会、子どもの人権専門部会を設ける。

2 委員は、各地区委員の互選により同和問題専門部会、高齢者問題専門部会、男女共同参画部会及び子どもの人権専門部会のいずれかの部会に所属するものとする。

3 各部会の部会長または部会長の指定する者は、常務委員会において意見を述べることができる。

第7章 会 計

第25条 本会の会計は福岡法務局飯塚支局管内の市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

3 本会の予算及び決算は、毎年総会にこれを報告して承認を得なければならない。

第8章 事 務 局

第26条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局の規定は、別にこれを定める。

第9章 会則の変更

第27条 本会の会則を変更しようとするときは、総会における出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

- この会則は、昭和28年 5月20日から施行する。
- この会則は、昭和62年 6月19日から施行する。
- この会則は、昭和63年 5月13日から施行する。
- この会則は、平成 元年 5月30日から施行する。
- この会則は、平成 4年 5月20日から施行する。
- この会則は、平成 4年11月12日から施行する。
- この会則は、平成 9年 5月23日から施行する。
- この会則は、平成11年 5月21日から施行する。
- この会則は、平成13年 5月18日から施行する。
- この会則は、平成15年 5月23日から施行する。
- この会則は、平成16年 5月21日から施行する。
- この会則は、平成19年 5月11日から施行する。
- この会則は、平成21年 5月15日から施行する。

平成28年度決算書

収入の部

単位：円

項 目	28年度予算額	決 算 額	増 減	摘 要	
前年度繰越金	116,092	116,092	0		
助成金	飯塚市	824,000	824,000	0	
	嘉麻市	257,000	257,000	0	
	桂川町	88,000	88,000	0	
雑 収 入	1,000	8	△ 992	預金利息	
合 計	1,286,092	1,285,100	△ 992		

支出の部

項 目	28年度予算額	決 算 額	増 減	摘 要	
啓発活動費	活 動 費	680,000	677,941	2,059	人権の花運動・人権作文コンテスト 委員の日特設・人権週間における啓発 活動・その他啓発活動
	部 会 費	120,000	117,950	2,050	同和・男女・高齢者・子ども各部会
	諸 謝 金	40,000	36,550	3,450	講演会等
	小 計	840,000	832,441	7,559	
会議費	総 会 費	40,000	37,658	2,342	総会準備委員会等
	会 議 費	150,000	148,798	1,202	常務委員会・各種会議運営費等
	小 計	190,000	186,456	3,544	
研修費	研 修 費	40,000	39,153	847	合同・地区別研修・委員研修
	図書資料費	10,000	4,700	5,300	図書等資料購入
	委員だより費	24,000	22,680	1,320	
	人権のひろば費	6,000	5,980	20	
	小 計	80,000	72,513	7,487	
事務費	通 信 費	40,000	37,300	2,700	切手・ハガキ購入等
	事務用品費	80,000	77,741	2,259	事務用品・パソコンインク等
	小 計	120,000	115,041	4,959	
負 担 金	50,000	43,956	6,044	県連負担金	
予 備 費	6,092	0	6,092		
合 計	1,286,092	1,250,407	35,685		

収入額 支出額 差引残高
 1,285,100円 - 1,250,407円 = 34,693円

平成29年4月2日

監査の結果、上記のとおり間違いを確認しました

監事

監事

福岡県隣保館連絡協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、福岡県隣保館連絡協議会と称する。

(目 的)

第2条 この会は、同和問題をはじめとする様々な人権課題の速やかな解決を期するため、県内の隣保館相互の有機的連携を強化し、もって隣保事業の充実発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 隣保事業に関する連絡調整
- 二 隣保事業に関する調査研究
- 三 隣保事業担当職員研修
- 四 そのほか目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 この会は、原則として福岡県内の隣保館をもって組織し、全国隣保館連絡協議会に加盟する。

- 2 この会の運営を円滑に進めるため、地域ブロックを設ける。
- 3 地域ブロックに関する事項は、別に定める。

(役 員)

第5条 この会に、次の役員をおく。

- 一 会 長 1名
- 二 副会長 若干名
- 三 理 事 若干名
- 四 監 査 2名

- 2 会長及び副会長は、理事の中から互選により選出し、総会で承認する。
- 3 理事及び監査は、各地域ブロックの推薦により選出し、総会で承認する。
- 4 理事及び監査は、兼ねることができない。

(役員職務)

第6条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、会務の執行を決定する。
- 4 監査は、会計及び会務の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。役員に欠員が生じた場合は補充することができる。この場合において、補充された者の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員再任は、これを妨げない。

(部 会)

第8条 この会には、第2条の目的を達成するため、専門部会を設置することができる。
2 専門部会は、理事会の議決を経て、設置するものとする。

(顧 問)

第9条 この会に顧問を置くことができる。
2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
3 顧問は、特定事項について会長の諮問に應ずる。

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するために事務局をおく。
2 事務局は会長の指定するところに置く。
3 事務局に、事務局長その他の職員をおき、会長が任命する。

(会 議)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会並びに役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、第4条に規定する隣保館の代表者をもって構成し、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び予算の決定に関する事項
- 二 事業報告及び決算の承認に関する事項
- 三 その他総会で承認すべき事項

3 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、次の事項を議決する。

- 一 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 二 総会に付議すべき事項
- 三 そのほか総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

4 役員会は、会長及び副会長で構成し、会の執行すべき事項を企画・立案する。

(会議の開催)

第12条 通常総会は、毎年1回開催する。
2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。
3 理事会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(議決等)

第13条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席により成立し、議事は、別にこの会則で規定するもののほか、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決すところによる。

(経 費)

第14条 この会の経費は、分担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(分担金)

第15条 第4条に規定する隣保館は、毎年度総会の決定するところにより、分担金を納入しなければならない。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第17条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の同意がなければ変更することができない。

(委任)

第18条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この会則は、昭和46年6月25日から施行する。

一部改正

昭和47年8月30日

平成 3年4月23日

昭和48年5月18日

平成12年6月 1日

昭和50年5月15日

平成15年5月 9日

昭和52年5月13日

平成20年5月 9日

昭和54年5月11日

平成22年4月23日

平成 元年4月25日

平成26年4月28日

平成29年4月28日

2016年度福岡県隣保館連絡協議会一般会計及び特別会計収支決算
(2016. 4. 1~2017. 3. 31)

1 一般会計

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	補正額	予算現額	決算額	増減額	備考
1 市町村分担金	5,150,000	0	5,150,000	5,150,000	0	館長のみ5館×5万 指導職員配置70館×7万
2 県補助金	1,910,000	0	1,910,000	1,910,000	0	福岡県補助金
3 雑収入(利息等)	200	△ 164	36	14,836	14,800	県外研修旅費戻し 5800円 利息 36円 隣保館運営の手引き 3,000円×3冊
4 前期繰越金	964,751	0	964,751	964,751	0	前年度繰越金
収入合計	8,024,951	△ 164	8,024,787	8,039,587	14,800	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	予算額	補正額	予算現額	決算額	予算残額	備考
1 負担金	3,655,000	△ 45,000	3,610,000	3,606,000	4,000	全隣協負担金、九プロ負担金、 研修負担金
2 旅費	1,020,000	△ 139,000	881,000	856,650	24,350	
3 報償費	90,000	△ 1,000	89,000	62,000	27,000	研修会講師謝金
4 需用費(消耗品費)	60,000	0	60,000	56,176	3,824	文具等
5 役務費(通信運搬費)	70,000	1,000	71,000	70,259	741	郵送料、インターネット通信料
6 使用料及び賃借料	50,000	139,000	189,000	185,768	3,232	専務所管理費及び研修会場代 県外研修バス借上げ代
7 専務局費	2,566,000	365,000	2,931,000	2,924,277	6,723	専務局賃金、通勤費、社会保険料、雇用保 険料、退職金積立
8 繰出金	10,000		10,000	10,000	0	特別会計へ
9 予備費	503,951	△ 320,000	183,787	0	183,787	
支出合計	8,024,951	0	8,024,787	7,771,130	253,657	

収入合計 8,039,587円 - 支出合計 7,771,130円 = 268,457円 翌年度へ繰越

2 運営調整基金特別会計

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	補正額	予算現額	決算額	増減額	備考
1 前期繰越金	1,147,046	0	1,147,046	1,147,046	0	前年度繰越金
2 積立金	10,000	0	10,000	10,000	0	一般会計より
3 雑収入(利息等)	300	△ 146	154	154	0	預金利息
収入合計	1,157,346	△ 146	1,157,200	1,157,200	0	

(支出の部)

科 目	予算額	補正額	予算現額	決算額	予算残額	備考
1 繰出金	1,000	0	1,000	0	1,000	
2 積立金	1,156,346	△ 146	1,156,200	0	1,156,200	
支出合計	1,157,346	△ 146	1,157,200	0	1,157,200	

収入合計 1,157,200円 - 支出合計 0円 = 1,157,200円 翌年度へ繰越

嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会会則

改正 1983年7月11日

改正 1987年7月3日

改正 2006年8月31日

改正 2011年9月26日

(名称及び設置)

第1条 この会は、嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会（略称「嘉飯桂隣保館連絡協議会」）と称し事務局を会長出身の隣保館内に置く。

(目的)

第2条 この会は、同和対策審議会答申の精神に基づき、人権・同和問題のすみやかな解決を期するため、嘉麻市・飯塚市・桂川町の隣保館相互の有機的連携を強化し、もって隣保館事業の充実を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 隣保館事業に関する連絡調整
- (2) 隣保館事業に関する調査研究
- (3) 隣保館職員の研修
- (4) その他の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 この会は、嘉麻市・飯塚市・桂川町の隣保館をもって組織する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 書記 1名
 - (4) 監査 2名
- 2 会長・副会長及び監査は、会の中から互選により選任する。
- 3 書記は会長が任命する。

(役員の仕事)

第6条 会長はこの会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監査はこの会の会計及び会務を監査する。
- 4 書記は会議の記録を行い、本会の会計及び事務を取り扱うものとする。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(会議)

第8条 この会議は、会長が招集し会長がその議長となる。

(会費)

第9条 この会の経費は、会費をもって支弁するものとする。

2 前項の会費は、1館あたり年額1万円とする。

(会則の変更)

第10条 この会則は、6館の過半数の同意がなければ変更することができない。

付 則

この会則は、1979年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、1983年7月11日から施行する。

付 則

この会則は、1987年7月3日から施行する。

付 則

この会則は、2006年8月31日から施行する。

付 則

この会則は、2011年4月1日から施行する。

2016年度嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会決算書

歳 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	補 正 額	予 算 現 額	決 算 額	収 入 未 済 額	備 考
繰越金	50,325	0	50,325	50,325	0	前年度繰越金
分担金	60,000	0	60,000	60,000	0	各館負担金 (10,000円×6館)
補助金	48,000	0	48,000	48,000	0	県隣協補助金(8,000円×6館)
雑収入	1,000	△ 998	2	2	0	預金利息 2円
歳入合計	159,325	△ 998	158,327	158,327	0	

歳 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	補 正 額	予 算 現 額	決 算 額	不 用 額	備 考
会議費	3,000	0	3,000	0	3,000	
研修費	135,000	0	135,000	110,300	24,700	研修会参加費 82,800円 講師謝金 27,500円
需用費	5,000	0	5,000	0	5,000	
役務費	5,000	0	5,000	0	5,000	
交際費	3,000	0	3,000	0	3,000	
予備費	8,325	△ 998	7,327	0	7,327	
歳出合計	159,325	△ 998	158,327	110,300	48,027	

歳入合計 158,327

歳出合計 110,300

差引残金 48,027 (2016年度～繰越)

2017年 5月 1日における監査の結果、上記のとおり相違ありません。

2017年 5月 1日

(監 査)

(監 査)

人権同和对策関係補助金・負担金の状況一覧表

(単位：円)

負担金補助金	負担金・補助金額	説明
福岡県隣保館連絡協議会負担金	210,000	1館当たり 70,000 円
嘉飯桂隣保館連絡協議会負担金	30,000	1館当たり 10,000 円
人権擁護委員協議会補助金	824,000	市民 1 人当たり 6.3 円の補助
部落解放同盟補助金	20,934,562	
全日本同和会補助金	2,539,076	
集会所等移譲事業費補助金	167,331	幸袋西町集会所
合計	24,704,969	

同和団体役員の活動状況がわかるもの(人件費、出勤、業務内容)

1. 人件費・・・別添の部落解放同盟飯塚市協議会決算書を参照
2. 出勤状況・・・下記の部落解放同盟飯塚市協議会役員出勤表を参照
3. 業務内容・・・下記の部落解放同盟飯塚市協議会相談事業報告及び別添の活動報告を参照

○部落解放同盟飯塚市協議会役員出勤表 (2016年度)

【常勤役員】 (単位：日)			【非常勤役員】 (単位：日)		
	書記長	財務委員長		執行委員長	副執行委員長
4月	20	22	4月	21	6
5月	18	19	5月	17	4
6月	22	21	6月	20	5
7月	20	20	7月	20	9
8月	18	20	8月	17	3
9月	19	20	9月	17	7
10月	20	20	10月	18	4
11月	22	24	11月	23	5
12月	18	19	12月	16	5
1月	19	15	1月	13	6
2月	20	22	2月	22	7
3月	23	24	3月	21	10
計	239	246	計	225	71

※勤務時間 8：30～17：00

○部落解放同盟飯塚市協議会相談事業報告 (2016年度)

	相談項目	相談件数
1	就労相談	169
2	教育相談	76
3	生活相談	27
4	農業・商業相談	64
5	その他	28
	合計	364

飯塚集会所の部屋別貸付契約書、管理契約、維持管理費支出の総括表

特定非営利活動法人 人権ネットいづか

- ・市有財産使用貸借契約書（別紙）

飯塚集会所維持管理費支出の総括表

- ・平成 28 年度 支出なし



市有財産使用貸借契約書

飯塚市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 人権ネットいづか（以下「乙」という。）との間に市有土地の貸付について、次のとおり契約を締結する。

（貸付物件及び貸付目的）

第1条 甲は、次に表示する土地及び構造物（以下「貸付物件」という。）を乙に貸与し、乙はこれを借用する。

土地の表示 飯塚市 新飯塚24番3号

地目 宅地（現況地目 宅地）、地積 312.00 m²

構造物の表示 飯塚集会所 1階第1会議室（14.32 m²）、第2会議室（19.56 m²）、第3会議室（31.84 m²）、第1湯沸室（10.0 m²）、第2湯沸室（13.0 m²）、2階大会議室（61.75 m²）第1研修室（21.77 m²）、第2研修室（30.88 m²）、第3研修室（15.92 m²）合計面積：219.04 m²

2 乙は、前項の貸付物件を、地域住民に対して、部落解放・人権確立をめざす様々な事業を行い、地域社会に寄与する活動の目的に使用するものとする。

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

（貸付料及び遅滞損害金）

第3条 前条の貸付期間内にかかる貸付料は、無償とする。

（禁止行為）

第4条 乙は、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 貸付物件を、第三者に転貸すること。
- (2) 貸付物件を、第1条第2項に定める使用目的以外に使用すること。
- (3) 貸付物件の原形を変更すること。
- (4) 貸付物件に、建物等（仮設建物等を含む。）の地上に固定されるようなものを新築、増築、若しくは設置し、又は既存の構造物を改築すること。

2 前項の規定は、事前に文書により甲の承認を得たときは、この限りではない。

（契約の解除）

第5条 甲が、貸付物件を公用、公共用又は計画上必要とするときは、貸付期間中であっても甲は本契約を解除することができ、乙はこれに従わなければならない。

2 前項に掲げる場合を除くほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は催告無く本契約を解除することができる。

- (1) 前条第2項の規定による甲の承認無く、同条第1項の規定に違反したとき。
- (2) 本契約に定める義務を履行しないとき。

3 前2項の規定による契約解除によって乙が損失をこうむることがあっても、甲はその損失を補償しないものとする。

(貸付物件の管理及び責任)

第6条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意を持って管理するものとし、乙が貸付物件を使用することにより、甲又は第三者に損害を与えるおそれがあるときは、乙の責任と負担により損害の発生を防止しなければならない。

- 2 乙が第1項に規定する善良な管理者の注意を持って貸付物件を管理していないと甲が認めるときは、甲は乙に必要な指導を行うものとし、乙はこれに従わなければならない。
- 3 乙が貸付物件を使用することによって第三者に損害を与えたときは、甲にその旨を届出るとともに一切の迷惑を掛けないものとし、乙の責任と負担により第三者への損害賠償について解決しなければならない。
- 4 第1条第1項に定める構造物について、乙の責任と負担によって維持、管理するものとし、同条第2項に定める使用目的に使用中発生した破損、及び経年劣化に伴う破損等については、甲に届出るとともに、乙の負担により修繕を行なわなければならない。
- 5 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、貸付物件について調査し、かつ、乙に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(貸付物件の返還及び原形復旧)

第7条 乙は、貸付期間の満了、第5条第1項若しくは同条第2項の規定による本契約の解除又はその他の理由により貸付物件を甲に返還しようとするときは、貸付物件を原形に復旧しなければならない。甲が貸付物件の原形復旧を確認した時をもって貸付物件の返還とする。

- 2 第2条に規定する貸付期間満了の翌日以降も甲に無断で乙が貸付物件を利用していることを甲が発見した場合、甲は、乙の貸付物件の利用を中止させ、期日を定めて乙が貸付物件を原形に復旧することを、乙に命じることができる。
- 3 前2項の規定にもかかわらず、乙がなお貸付物件を原形に復旧しない場合は、甲は乙に代わって貸付物件を原形に復旧するものとし、乙は甲が貸付物件を原形に復旧することについて、異議を申立てることが出来ないものとする。

(費用負担)

第8条 第6条第1項及び同条第4項の規定に係る貸付物件の維持管理のために要する必要費は、全て乙の負担とする。

- 2 乙は、貸付物件に投下した有益費はこれを放棄し、いかなる場合でも甲にこれを要求しないものとする。
- 3 前条第1項又は同条第2項の規定による貸付物件を原形に復旧するために要する費用は乙の負担とし、いかなる場合でも甲にこれを要求しないものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、次の各号の規定に該当し甲に損害を与えたときは、次の各号に規定する金額を損害賠償費として、甲の指定する期日までに、乙は甲に支払わなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定にもかかわらず甲に損害が発生したときは、甲に実際に発生した損害額。
- (2) 甲が、第7条第3項の規定により貸付物件を原形に復旧するために費用を要したときは、甲が実際に支払った額。
- (3) 前2号以外、乙が本契約に定める義務を履行しないときに甲が費用を要したときは、甲が実際に要した額。

(契約の疑義)

第10条 本契約に定める事項及びその他貸付関係について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項は、関係法令並びに飯塚市契約規則（平成18年飯塚市規則第61号）及び飯塚市公有財産管理規則（平成18年飯塚市規則第6.3号、以下「管理規則」という。）に従って解決するものとし、なお、疑義の生じる場合は甲、乙協議のうえこれを解決するものとする。

この契約の履行を確保するため、本書を2通作成し、甲乙各自1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 飯塚市新立岩5番5号
飯塚市
代表者 飯塚市長 齊藤守史



乙 飯塚市新飯塚24番3号
特定非営利活動法人 火権ネットいづか
理事長 松本建一



同和対策施設の使用状況、整備状況の一覧

種 類	件数	使 用 状 況			地元移譲並びに施設整備について
		ア)使用中	イ)未使用状態	イ)の内使用不可のもの	
納 骨 堂	30	30	0	0	<p>納骨堂については、「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」によって、墓地等の経営主体は地方公共団体、宗教法人又は公益法人に該当するものと規定されているため、現時点で地元に移譲することは法的に困難であると考えております。</p> <p>今後も市で維持管理していく必要があるため、補修の必要性が高いと判断されるものから改修工事を行っており、平成28年度は、穂波地区の1個所の納骨堂位牌壇改修及び外壁防水・内部改修を実施。</p>
農機具保管庫	25	25	0	0	<p>農機具保管庫及び農業共同作業所については、利用者からの聞き取り調査を行い、施設の廃止・移譲に向けた協議を行う必要があると考えております。施設の整備については、修繕の必要があると判断されるものは修繕を行っており、平成28年度は穂波地区の農機具保管庫と筑穂地区の農業共同作業所の2個所の修繕を実施。</p>
農業共同作業所	12	12	0	0	

長寿祝金給付状況調べ（人数、金額、財源）（3年間）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	人数	人数	人数
	金額	金額	金額
77歳 8,000 円	1,405 人	1,201 人	1,441 人
	11,240,000 円	9,608,000 円	11,528,000 円
88歳 15,000 円	744 人	695 人	823 人
	11,160,000 円	10,425,000 円	12,345,000 円
99歳 20,000 円	71 人	62 人	61 人
	1,420,000 円	1,240,000 円	1,220,000 円
100歳 以上 30,000 円	103 人	127 人	135 人
	3,090,000 円	3,810,000 円	4,050,000 円
合計	2,323 人	2,085 人	2,460 人
	26,910,000 円	25,083,000 円	29,143,000 円

※財源：一般財源

障がい福祉サービス利用状況

平成28年度

(単位：人、円)

サービス区分		利用者 延人数	公費負担額	利用者 負担額	事業費
訪問系	居宅介護	3,393	180,862,420	1,178,886	182,041,306
	重度訪問介護	47	4,216,138	85,010	4,301,148
	同行援護	471	10,797,677	80,288	10,877,965
	行動援護	43	3,914,878	9,521	3,924,399
	短期入所	540	30,938,345	113,135	31,051,480
	重度障がい者等包括支援	0	0	0	0
日中活動	療養介護	320	83,423,110	0	83,423,110
	生活介護	5,702	1,136,529,400	881,352	1,137,410,752
	自立訓練（機能訓練）	25	2,777,091	59,096	2,836,187
	自立訓練（生活訓練）	371	46,810,824	327,121	47,137,945
	就労移行支援	604	115,172,869	661,588	115,834,457
	就労継続支援	3,316	408,334,442	558,992	408,893,434
居住支援	共同生活援助（グループホーム）	2,208	302,884,296	344,729	303,229,025
	施設入所支援	2,858	379,411,231	261,401	379,672,632
小計		19,898	2,706,072,721	4,561,119	2,710,633,840
療養介護医療費		320	22,662,419	—	22,662,419
高額障がい福祉サービス費		180	1,154,700		1,154,700
高額障がい福祉サービス等給付費		86	245,457		245,457
特例介護給付費		1	19,168		19,168
計		20,485	2,730,154,465	4,561,119	2,734,715,584

児童福祉相談の状況（内容別件数）（3年間）

子育て支援課

平成26年度

(単位：件)

項目	養護相談		保健相談	障がい相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他相談		肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい等相談	重症心身障がい相談	知的障がい相談	自閉症等相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適正相談	育児・しつけ相談		
実件数	20	81	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	6	0	1	27	139
延件数	605	943	0	0	0	0	0	11	0	1	0	18	57	0	1	111	1,747

平成27年度

(単位：件)

項目	養護相談		保健相談	障がい相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他相談		肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい等相談	重症心身障がい相談	知的障がい相談	自閉症等相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適正相談	育児・しつけ相談		
実件数	22	106	1	1	0	2	0	1	0	0	0	0	10	0	2	30	175
延件数	625	1,001	3	1	0	15	0	7	0	0	0	0	217	0	8	92	1,969

平成28年度

(単位：件)

項目	養護相談		保健相談	障がい相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他相談		肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい等相談	重症心身障がい相談	知的障がい相談	自閉症等相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適正相談	育児・しつけ相談		
実件数	28	97	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	14	0	0	19	162
延件数	632	1,318	0	1	0	5	0	3	0	0	0	11	400	0	0	89	2,459

児童虐待に関する調べ

子育て支援課

(1) 児童虐待相談内訳

(上段：実件数、下段：実人数)

年度	身体的	性的	心理的	保護の怠慢等 (ネグレクト)	合計
26	8	0	2	10	20
	10	0	3	25	38
27	12	1	2	7	22
	16	1	6	14	37
28	14	0	6	8	28
	19	0	14	17	50

(2) 主たる虐待者の種別

(実人数)

年度	主たる虐待者	身体的	性的	心理的	保護の怠慢等 (ネグレクト)	合計
26	実父	1	0	0	0	1
	実母	5	0	3	25	33
	実父以外の父	4	0	0	0	4
	実母以外の母	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	計	10	0	3	25	38
27	実父	4	0	2	0	6
	実母	8	1	2	14	25
	実父以外の父	3	0	2	0	5
	実母以外の母	1	0	0	0	1
	その他	0	0	0	0	0
	計	16	1	6	14	37
28	実父	9	0	6	0	15
	実母	6	0	4	17	27
	実父以外の父	3	0	2	0	5
	実母以外の母	1	0	0	0	1
	その他	0	0	2	0	2
	計	19	0	14	17	50

※主たる虐待者の「その他」・・・祖父母など

被虐待児の年齢層別（3）の1

（上段：実人数 下段：種別における割合）

年度	年齢層	身体的	性的	心理的	（ネグレクト） 保護の怠慢等	合計
26	0～3歳	3	0	2	10	15
		30.0%		66.7%	40.0%	39.5%
	4～6歳	3	0	0	5	8
		30.0%		0.0%	20.0%	21.1%
	7～12歳	4	0	1	9	14
40.0%			33.3%	36.0%	36.8%	
13歳以上	0	0	0	1	1	
	0.0%		0.0%	4.0%	2.6%	
	計	10	0	3	25	38
27	0～3歳	1	0	4	10	15
		6.3%		66.6%	71.4%	40.6%
	4～6歳	10	0	1	2	13
		62.5%		16.7%	14.3%	35.1%
	7～12歳	5	0	1	2	8
31.2%			16.7%	14.3%	21.6%	
13歳以上	0	1	0	0	1	
	0.0%	100%	0.0%	0.0%	2.7%	
	計	16	1	6	14	37
28	0～3歳	3	0	8	8	19
		15.8%		57.2%	47.0%	38.0%
	4～6歳	7	0	3	2	12
		36.8%		21.4%	11.8%	24.0%
	7～12歳	8	0	3	5	16
42.1%			21.4%	29.4%	32.0%	
13歳以上	1	0	0	2	3	
	5.3%		0.0%	11.8%	6.0%	
	計	19	0	14	17	50

被虐待児の年齢層別（3）の2

（上段：実人数 下段：種別における割合）

年度	年齢層	身体的	性的	心理的	（ネグレクト） 保護の怠慢等	合計
26	就学前	6	0	2	15	23
		60.0%		66.7%	60.0%	60.6%
	就学	4	0	1	10	15
		40.0%		33.3%	40.0%	39.4%
		計	10	0	3	25
27	就学前	11	0	5	12	28
		68.8%	0.0%	83.3%	85.7%	75.7%
	就学	5	1	1	2	9
		31.2%	100.0%	16.7%	14.3%	24.3%
		計	16	1	6	14
28	就学前	10	0	11	10	31
		52.6%		78.6%	58.8%	62.0%
	就学	9	0	3	7	19
		47.4%		21.4%	41.2%	38.0%
		計	19	0	14	17

子ども医療費に係る一部自己負担の状況について

単位：円

	助成額	一部自己負担額
平成26年度	348,739,737	14,381,270
平成27年度	345,989,527	14,073,600
平成28年度	368,409,817	21,659,700

※平成28年10月から制度改正。

【変更前：平成28年9月まで】

	自己負担		所得制限
	入院	通院	
小学校就学前まで	なし		なし
小学校1年生から 小学校3年生まで	500円/日 (月7日上限)	600円/月	
小学校4年生から 中学校3年生まで	500円/日 (月7日上限)		

【変更後：平成28年10月から】

	自己負担		所得制限
	入院	通院	
小学校就学前まで	なし		なし
小学校1年生から 小学校6年生まで	500円/日 (月7日上限)	1,200円/月	
中学校1年生から 18歳到達の年度 未まで	500円/日 (月7日上限)		



※上記自己負担は入院・通院とも1医療機関ごとに負担します。

※保険の対象にならない医療費及び入院時食事療養標準負担額、生活療養標準負担額は助成の対象となりません。

私立保育所運営費推移（3年間）

子育て支援課

（単位：円）

摘要	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
平成26年度	150,942,950	155,379,470	159,994,000	162,061,460	164,746,080	166,876,050	169,035,490	174,186,230
平成27年度	173,481,170	177,269,140	180,310,530	183,218,490	186,053,720	188,636,590	192,160,160	194,592,130
平成28年度	171,455,920	175,767,730	179,644,860	183,606,920	187,245,880	192,244,390	194,868,140	197,903,610

摘要	12月	1月	2月	3月	栄養 管理等	公定価格 差額	合計
平成26年度	173,672,990	176,028,260	177,353,500	206,336,050	3,036,720		2,039,649,250
平成27年度	197,284,890	196,911,180	198,387,480	215,236,030	3,025,060	29,496,600	2,316,063,170
平成28年度	200,772,870	203,914,810	205,495,250	205,797,740	22,786,710	23,450,040	2,344,954,870

保育体制と入所待機状況の月別推移（3年間）

子育て支援課

1. 市内居住児童の特定教育・保育施設（保育所・こども園）支給認定状況（人）（2・3号のみ）

（単位：人）

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
27	3,082	3,149	3,185	3,222	3,264	3,301	3,357	3,378	3,405	3,413	3,437	3,435
28	3,117	3,178	3,206	3,244	3,286	3,334	3,375	3,420	3,448	3,425	3,450	3,451

※認定者数＝申込者数

2. 市内居住児童の特定教育・保育施設（保育所・こども園）利用状況（人）（2・3号のみ）

（単位：人）

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
27	3,065	3,119	3,146	3,180	3,207	3,228	3,271	3,282	3,303	3,304	3,320	3,319
28	3,069	3,114	3,140	3,183	3,207	3,237	3,260	3,285	3,308	3,335	3,351	3,352

3. 私的な理由による未利用者（人）（毎月1日現在）

（単位：人）

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
27	17	30	39	42	57	73	86	96	102	109	117	116
28	48	64	66	61	79	97	115	135	140	90	99	99

（平成26年度未利用児童数 0人）

児童扶養手当、特別児童扶養手当支給推移調べ（3年間）

子育て支援課

○児童扶養手当

区 分		平成26年度 (平成27年3月31日現在)	平成27年度 (平成28年3月31日現在)	平成28年度 (平成29年3月31日現在)
受給者数	全部支給	1,287人	1,149人	1,162人
	一部支給	779人	742人	806人
	全部停止	105人	108人	125人
	計	2,171人	1,999人	2,093人
児童扶養手当額		954,075,650円	949,505,580円	948,667,920円

○特別児童扶養手当

	平成26年度 (平成27年3月31日現在)			平成27年度 (平成28年3月31日現在)			平成28年度 (平成29年3月31日現在)		
	1級	2級	計	1級	2級	計	1級	2級	計
受給世帯	222世帯			243世帯			242世帯		
対象者数	109人	120人	229人	106人	144人	250人	98人	155人	253人
うち停止者数	1人	人	1人	2人	人	2人	1人	2人	3人
受給児童数	108人	120人	228人	104人	144人	248人	97人	153人	250人

児童クラブ利用状況（クラブ別人数、金額）（3年間）

学校教育課

児童クラブ名	平成26年度（4月1日）				平成27年度（4月1日）				平成28年度（4月1日）			
	児童数（）内は障がい児数で内数			利用料	児童数（）内は障がい児数で内数			利用料	児童数（）内は障がい児数で内数			利用料
	1～3年	4～6年	合計		1～3年	4～6年	合計		1～3年	4～6年	合計	
二瀬	100 (3)	20 (2)	120 (5)	4,000	118 (3)		118 (3)	4,000	107 (3)		107 (3)	4,000
幸袋	47 (2)	7 (1)	54 (3)	4,000	39 (4)	16 (3)	55 (7)	4,000	62 (1)	12 (4)	74 (5)	4,000
立岩	139 (4)	31 (2)	170 (6)	4,000	137 (2)	47 (5)	184 (7)	4,000	155 (3)	35 (4)	190 (7)	4,000
飯塚東	93 (4)	24	117 (4)	4,000	90 (10)	27 (1)	117 (11)	4,000	90 (2)	39 (2)	129 (4)	4,000
飯塚	61 (1)	11 (2)	72 (3)	4,000	61	14 (3)	75 (3)	4,000	62	16	78	4,000
菰田	26 (1)	11	37 (1)	4,000	34 (1)	10	44 (1)	4,000	36 (1)	10	46 (1)	4,000
鯉田	47	10	57	4,000	43 (2)	10	53 (2)	4,000	47 (1)	15	62 (1)	4,000
片島	93 (1)	18 (2)	111 (3)	4,000	95 (2)	17	112 (2)	4,000	97 (2)	20	117 (2)	4,000
蓮台寺	61 (2)	14 (2)	75 (4)	4,000	63 (2)	16 (3)	79 (5)	4,000	53 (2)	18 (4)	71 (6)	4,000
目尾	50	8	58	4,000	44 (2)	23	67 (2)	4,000	45 (1)	12 (1)	57 (2)	4,000
潤野	65 (4)	9	74 (4)	4,000	61 (4)	12	73 (4)	4,000	67 (1)	8	75 (1)	4,000
伊岐須	78 (1)	11	89 (1)	4,000	52	43 (1)	95 (1)	4,000	56 (1)	46 (2)	102 (3)	4,000
高田	18 (1)	8	26 (1)	4,000	20 (3)	10 (1)	30 (4)	4,000	20 (2)	12 (3)	32 (5)	4,000
平恒	73 (7)	12 (1)	85 (8)	4,000	69 (7)	18	87 (7)	4,000	82 (2)	21 (5)	103 (7)	4,000
棕本	62	17	79	4,000	73 (2)	17	90 (2)	4,000	67	28	95	4,000
楽市	88 (7)	11	99 (7)	4,000	83 (4)	13 (1)	96 (5)	4,000	80 (5)	11 (2)	91 (7)	4,000
若菜	81 (1)	19 (1)	100 (2)	4,000	80 (3)	18	98 (3)	4,000	85 (2)	24 (2)	109 (4)	4,000
庄内	99 (1)	18 (1)	117 (2)	4,000	110 (6)	21 (3)	131 (9)	4,000	110 (4)	31 (2)	141 (6)	4,000
穎田	53 (1)	14	67 (1)	4,000	63 (2)	14	77 (2)	4,000	50	11	61	4,000
上穂波	54 (1)	28	82 (1)	4,000	67 (1)	22	89 (1)	4,000	64 (1)	17	81 (1)	4,000
大分	30 (5)	13	43 (5)	4,000	33 (1)	12 (2)	45 (3)	4,000	38	15 (1)	53 (1)	4,000
内野	15	3	18	4,000	11	11	22	4,000	10	9	19	4,000
合計	1,433 (47)	317 (14)	1,750 (61)		1,446 (61)	391 (23)	1,837 (84)		1,483 (34)	410 (32)	1,893 (66)	

児童クラブ運営状況調べ

学校教育課

児童クラブ運営等委託料	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	204,884,370円	205,348,985円	208,158,641円

ごみ処理状況の推移

環境対策課

(単位：t)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
飯塚地区	27,147 (※1)	26,794 (※1)	26,841 (※1)
	27,209 (※2)	26,862 (※2)	26,910 (※2)
穂波地区	9,957	9,880	9,977
筑穂地区	2,757	2,751	2,727
庄内地区	2,740	2,739	2,686
颯田地区	1,692	1,719	1,675
合 計	44,293 (※1)	43,883 (※1)	43,906 (※1)
	44,355 (※2)	43,951 (※2)	43,975 (※2)

※1 通常分

※2 桂川町の資源物などを含む。

ごみ収集業務委託状況調べ（3年間）

環境対策課

（ごみ収集量内訳）

（単位：t）

		2014年度（平成26年度）								2015年度（平成27年度）								2016年度（平成28年度）							
		可燃 ごみ	不燃 ごみ	かん びん	粗大 ごみ	古紙 古布	資源 プラ	有害 ごみ	計	可燃 ごみ	不燃 ごみ	かん びん	粗大 ごみ	古紙 古布	資源 プラ	有害 ごみ	計	可燃 ごみ	不燃 ごみ	かん びん	粗大 ごみ	古紙 古布	資源 プラ	有害 ごみ	計
搬入施設	飯塚市クリーンセンター	12,508	444	633		167	131	30	13,913	14,673	452	617		159	126	27	16,054	14,484	459	572		162	124	27	15,828
飯塚地区	(有)石井産業	6,043	265	257			35		6,600	5,969	270	244			30		6,513	5,891	272	206			27		6,396
	(有)森永産業	4,270	179	156			31		4,636	4,202	182	170			32		4,586	4,110	187	174			35		4,506
	(有)イブキアメニティサービス	2,195							2,195	3,465							3,465	3,437							3,437
	(有)木山商会			100			22		122			98			22		120			86			20		106
	(有)豊国興産飯塚営業所			120			22		142			105			21		126			106			20		126
	(有)ファミリーエムケイ					167	21	30	218	1,037				159	21	27	1,244	1,046				162	22	27	1,257
搬入施設	飯塚市・桂川町衛生施設組合	7,876	403	276	93	108	43	9	8,808	7,845	416	246	109	106	41	12	8,775	7,586	404	235	118	104	41	12	8,500
穂波地区	(有)藤本組	5,840	276	210	67	74	31	7	6,505	5,817	287	180	75	71	29	9	6,468	5,597	281	169	72	73	29	8	6,229
筑穂地区	(有)筑穂衛生	1,023	59	33	14	25	5	1	1,160	1,013	61	32	14	29	2	2	1,153	993	60	33	17	24	2	2	1,131
	(有)榎瀧本衛生	1,013	68	33	12	9	7	1	1,143	1,015	68	34	20	6	10	1	1,154	996	63	33	29	7	10	2	1,140
搬入施設	ふくおか県央環境施設組合	3,928	182	105	30	64	11	7	4,327	3,953	195	105	35	62	11	6	4,367	3,863	185	99	44	58	13	7	4,269
庄内地区	(有)庄内衛生舎	2,415	118	69	21	28	7	2	2,660	2,408	124	68	21	31	8	2	2,662	2,358	118	65	28	32	9	2	2,612
穎田地区	(有)かいた環境開発工業	1,513	64	36	9	36	4	5	1,667	1,545	71	37	14	31	3	4	1,705	1,505	67	34	16	26	4	5	1,657
委託業務総収集量		24,312	1,029	1,014	123	339	185	46	27,048	26,471	1,063	968	144	327	178	45	29,196	25,933	1,048	906	162	324	178	46	28,597

清掃工場の運転状況及び委託料の状況

環境対策課

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	委託料決算額(円)	年間処理量(t)
H26年度	1号炉	←→	←→					←→	←→				←	290,736,000	25,866.84
	2号炉	→			←→	←→				←→	←→				
H27年度	1号炉	→				←→	←→					←	←	292,248,000	27,976.40
	2号炉		←→	←→				←→	←→						
H28年度	1号炉	→	→					←→	←→	←→				288,067,320	28,806.86
	2号炉			←→	←→	←→						←	←		

住宅リフォーム補助金の利用実績と経済効果の推移（制度発足後）

住宅政策課

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計	
耐久性能工事	件数	87件	185件	208件	225件	311件	202件	1,218件	83.14%
	対象工事金額（円）	92,312,515	197,971,106	256,573,576	270,408,650	363,296,368	230,375,574	1,410,937,789	84.40%
	交付金額（円）	6,702,000	14,767,000	17,502,000	18,182,000	26,167,000	17,473,000	100,793,000	84.32%
省エネ工事	件数	18件	34件	32件	24件	45件	25件	178件	12.15%
	対象工事金額（円）	28,124,168	32,533,803	23,597,502	19,093,565	40,114,448	21,390,327	164,853,813	9.86%
	交付金額（円）	1,423,000	2,390,000	2,233,000	1,754,000	3,545,000	1,660,000	13,005,000	10.88%
バリアフリー工事	件数	18件	30件	3件	1件	13件	1件	66件	4.51%
	対象工事金額（円）	28,449,103	48,170,494	1,730,691	154,500	13,908,056	731,760	93,144,604	5.57%
	交付金額（円）	1,575,000	2,634,000	165,000	15,000	1,019,000	73,000	5,481,000	4.58%
耐震工事	件数	1件	0	0	0	1件	1件	3件	0.20%
	対象工事金額（円）	1,139,000	0	0	0	957,766	685,000	2,781,766	0.17%
	交付金額（円）	100,000	0	0	0	95,000	68,000	263,000	0.22%
合 計	件数	124件	249件	243件	250件	370件	229件	1,465件	100.00%
	対象工事金額（円）	150,024,786	278,675,403	281,901,769	289,656,715	418,276,638	253,182,661	1,671,717,972	100.00%
	交付金額（円）	9,800,000	19,791,000	19,900,000	19,951,000	30,826,000	19,274,000	119,542,000	100.00%

人権同和教育啓発事業概要と実施状況

平成28年度

概 要	実施状況	参加状況
同和問題啓発強調月間講演会	12地区	956人
飯塚市部落解放研究集会	10月8日 1回	890人
人権コンサート	1地区	88人
市内企業及び団体人権同和研修会	5回	1,132人
広報活動	市報掲載、啓発冊子の発行、啓発物品の作製、啓発コーナーによる広報	—
自治会人権同和推進員研修会	1回	148人
合 計	20回	3,214人

人権同和啓発事業委託料内訳及び実施状況（3年間）

1. 委託料内訳の推移（NPO人権ネットいづか）

費 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
賃 金	35,960,340円	35,960,340円	35,960,000円
共 済 費	5,401,929円	5,466,305円	5,524,000円
消耗品等諸経費	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円
事 業 費	1,974,768円	1,910,392円	2,056,000円
消 費 税	3,562,962円	3,562,962円	3,579,200円
合 計	48,099,999円	48,099,999円	48,319,200円

2. 実施状況

自治会、企業実績数

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
自治会サークル等研修	194回 5,648人	195回 5,519人	194回 5,658人
企 業 研 修	27回 1,990人	25回 1,528人	27回 1,235人
合 計	221回 7,638人	220回 7,047人	221回 6,893人

人権・同和教育研究協議会の決算及び活動状況（3年間）

人権・同和政策課

平成26年度 飯塚市人権・同和教育研究協議会 決算書

収 入

(単位：円)

項	目	本年度予算額	流用額等	予算現額	決算額	増減	備 考
繰越金	繰越金	41,428	0	41,428	41,428	0	
会費	会費	950,000	0	950,000	922,000	△ 28,000	個人会員912名(就93学679社140) + 団体加盟2団体
市補助金	市補助金	2,500,000	0	2,500,000	2,500,000	0	
雑収入	雑収入	300	0	300	102	△ 198	
収入合計		3,491,728	0	3,491,728	3,463,530	△ 28,198	

支 出

(単位：円)

項	目	本年度予算額	流用額等	予算現額	決算額	増減	備 考
旅費	旅費	30,000	0	30,000	0	30,000	
需用費	消耗品費	55,000	△ 4,000	51,000	49,142	1,858	用紙・事務用品 等
	器具費	86,000	4,000	90,000	89,640	360	プリンター 等 ※消耗品費より流用
	合計	141,000	0	141,000	138,782	2,218	
使用料及び賃借料	電話器借上料	60,000	0	60,000	60,000	0	
	車借上料	60,000	0	60,000	60,000	0	
	合計	120,000	0	120,000	120,000	0	
事業費	研究大会費	1,055,000	277,000	1,332,000	1,331,205	795	研究課題学習会・夏期講座・県同教実践交流会研修補助 等 ※予備費より充用
	社同部研修費	300,000	△ 157,000	143,000	142,166	834	社同部主催研修会・企業人権問題研修会 等
	就学前部研修費	300,000	△ 8,000	292,000	291,711	289	就学前部主催研修会・人権保育交流会 等
	学同部研修費	815,000	△ 86,000	729,000	728,586	414	学同部主催研修会・各種研修会補助 等
	校区研修費	30,000	△ 20,000	10,000	10,000	0	筑穂中学校区研修会
	合計	2,500,000	6,000	2,506,000	2,503,668	2,332	
負担金	負担金	680,000	0	680,000	661,000	19,000	県同教
予備費	予備費	20,728	△ 6,000	14,728	10,783	3,945	※事業費へ充用
支出合計		3,491,728	0	3,491,728	3,434,233	57,495	

(収入済額) 3,463,530 円 - (支出済額) 3,434,233 円 = (残額) 29,297 円・・・(次年度へ繰越)

平成27年度 飯塚市人権・同和教育研究協議会 決算書

収 入

(単位：円)

項	目	本年度予算額	流用額等	予算現額	決算額	増減	備 考
繰越金	繰越金	29,297	0	29,297	29,297	0	
会費	会費	925,000	0	925,000	912,000	△ 13,000	会員数902名【就学前81名 学同683名 社同138名 団体2】
補助金	補助金	2,500,000	0	2,500,000	2,500,000	0	
雑収入	雑収入	105	0	105	107	2	
収入合計		3,454,402	0	3,454,402	3,441,404	△ 12,998	

支 出

(単位：円)

項	目	本年度予算額	流用額等	予算現額	決算額	増減	備 考
旅費	旅費	20,000	0	20,000	0	20,000	
需用費	消耗品費	50,000	0	50,000	81,928	△ 31,928	用紙、事務用品 等
	器具費	60,000	0	60,000	0	60,000	
	合 計	110,000	△ 6,000	104,000	81,928	22,072	
使用料及び 賃借料	電話器借上料	60,000	0	60,000	60,000	0	
	車借上料	60,000	0	60,000	60,000	0	
	合 計	120,000	0	120,000	120,000	0	
事業費	研究大会費	1,055,000	0	1,055,000	999,082	55,918	研究課題学習会・夏期講座・実践交流会
	社同部研修費	300,000	0	300,000	258,288	41,712	社同部主催研修会・企業人権問題研修会 等
	就学前部研修費	300,000	0	300,000	299,145	855	就学前部主催研修会・人権保育交流会 等
	学同部研修費	815,000	0	815,000	948,016	△ 133,016	学同部主催研修会・研修補助費 等
	校区研修費	30,000	0	30,000	10,000	20,000	筑穂中学校区
	合 計	2,500,000	15,000	2,515,000	2,514,531	469	
負担金	負担金	680,000	0	680,000	656,540	23,460	県同教
予備費	予備費	24,402	△ 9,000	15,402	14,424	978	
支出合計		3,454,402	0	3,454,402	3,387,423	66,979	

(収入済額) 3,441,404円 - (支出済額) 3,387,423円 = (残額) 53,981円 . . . (次年度へ繰越)

平成28年度 飯塚市人権・同和教育研究協議会 決算書

収 入

(単位：円)

項 目	本年度予算額	流用額等	予算現額	決算額	増減	備 考
繰越金	繰越金	53,981	0	53,981	53,981	0
会 費	会費	910,000	0	910,000	910,000	0
補助金	補助金	2,375,000	0	2,375,000	2,375,000	0
雑収入	雑収入	107	0	107	11	△ 96
収入合計		3,339,088	0	3,339,088	3,338,992	△ 96

支 出

(単位：円)

項 目	本年度予算額	流用額等	予算現額	決算額	増減	備 考
旅 費	旅費	20,000	0	20,000	7,540	12,460
需用費	消耗品費	50,000	△ 37,709	12,291	6,298	5,993
	器具費	80,000	37,709	117,709	117,709	0
	合 計	130,000	0	130,000	124,007	5,993
使用料及び 賃借料	電話器借上料	60,000	0	60,000	60,000	0
	車借上料	60,000	0	60,000	60,000	0
	合 計	120,000	0	120,000	120,000	0
事業費	研究大会費	1,545,000	44,889	1,589,889	1,589,889	0
	社同部研修費	250,000	△ 44,460	205,540	205,540	0
	就学前部研修費	250,000	3,694	253,694	253,694	0
	学同部研修費	300,000	19,954	319,954	319,954	0
	校区研修費	30,000	△ 20,000	10,000	10,000	0
	合 計	2,375,000	4,077	2,379,077	2,379,077	0
負担金	負担金	660,000	0	660,000	655,040	4,960
予備費	予備費	34,088	△ 4,077	30,011	11,499	18,512
支出合計		3,339,088	0	3,339,088	3,297,163	41,925

(収入済額) 3,338,992 円－ (支出済額) 3,297,163 円＝ (残額) 41,829 円・・・ (次年度へ繰越)

平成26年度 飯塚市人権・同和教育研究協議会活動概要

件名	開催月	開催地	参加人員
飯塚市同研 企画委員会	4月	飯塚市	17人
飯塚市同研 企画委員会	5月	飯塚市	18人
人権社会確立第34回全九州研究集会	5月	福岡市	4人
就学前部人権保育交流会	5月	飯塚市	38人
飯塚市同研 研究課題学習会(総会)	6月	飯塚市	122人
飯塚市同研 企画委員会	7月	飯塚市	13人
福岡県人権・同和教育研究大会 夏期講座	8月	福岡市	101人
福岡県高等学校特別支援学校人権・同和教育分野別実践交流会	8月	北九州市	1人
飯塚市同研 企画委員会	8月	飯塚市	14人
飯塚市人権・同和教育研究大会 夏期講座	8月	飯塚市	563人
福岡県人権・同和教育研究大会	10月	古賀市	21人
飯塚市同研 就学前部主催研修会	10月	飯塚市	110人
飯塚市同研 企業人権問題研修会(飯塚市立病院)	11月	飯塚市	116人
福岡県人権・同和教育研究大会 冬期講座	12月	行橋市	54人
飯塚市同研 企画委員会	1月	飯塚市	16人
飯塚市同研 企画委員会	2月	飯塚市	18人
飯塚市同研 企業人権問題研修会(福岡嘉穂農業協同組合)	2月	飯塚市	180人
飯塚市人権・同和教育実践交流会, 県同教人権・同和教育実践交流会	2月	飯塚市、嘉麻市、桂川町	566人
飯塚市同研 学同学習会	2月	飯塚市	134人
飯塚市同研 社同部学習会	3月	飯塚市	65人
飯塚市同研 企画委員会	3月	飯塚市	15人
合計			2,186人

平成27年度 飯塚市人権・同和教育研究協議会活動概要

件名	開催月	開催地	参加人員
飯塚市同研 第1回企画委員会	4月	飯塚市	16人
飯塚市同研 第2回企画委員会	5月	飯塚市	13人
人権社会確立第34回全九州研究集会	5月	熊本市	1人
就学前部人権保育交流会	5月	飯塚市	38人
飯塚市同研 第3回企画委員会	6月	飯塚市	18人
飯塚市同研 研究課題学習会(総会)	6月	飯塚市	122人
飯塚市同研 第4回企画委員会	7月	飯塚市	17人
福岡県人権・同和教育研究大会 夏期講座	8月	福岡市	127人
福岡県高等学校特別支援学校人権・同和教育分野別実践交流会	8月	北九州市	11人
飯塚市同研 第5回企画委員会	8月	飯塚市	中止(台風)
飯塚市人権・同和教育研究大会 夏期講座	8月	飯塚市	558人
福岡県人権・同和教育研究大会	10月	古賀市	53人
飯塚市同研 第6回企画委員会	10月	飯塚市	17人
飯塚市同研 就学前部主催研修会	10月	飯塚市	80人
飯塚市同研 企業人権問題研修会(飯塚市立病院)	11月	飯塚市	149人
飯塚市同研 第7回企画委員会	11月	飯塚市	18人
福岡県人権・同和教育研究大会 冬期講座	12月	中間市	64人
飯塚市同研 第8回企画委員会	1月	飯塚市	16人
飯塚市同研 第9回企画委員会	1月	飯塚市	13人
飯塚市人権・同和教育実践交流会	1月	飯塚市	621人
飯塚市同研 学同学習会	2月	飯塚市	215人
福岡県人権・同和教育実践交流会	2月	糸島市	35人
飯塚市同研 企業人権問題研修会(福岡嘉穂農業協同組合)	3月	飯塚市	220人
飯塚市同研 第10回企画委員会	3月	飯塚市	13人
合計			2,435人

平成28年度 飯塚市人権・同和教育研究協議会活動概要

件名	開催月	開催地	参加人員
飯塚市同研 第1回企画委員会	4月	飯塚市	21人
飯塚市同研 第2回企画委員会	5月	飯塚市	18人
飯塚市同研 就学前部人権保育交流会	5月	飯塚市	38人
飯塚市同研 第3回企画委員会	6月	飯塚市	15人
飯塚市同研 研究課題学習会(総会)	6月	飯塚市	119人
2016年度福岡県人権・同和教育研究協議会第1回人権教育セミナー・乳幼児教育学習会	6月	福岡市	10人
飯塚市同研 第4回企画委員会	7月	飯塚市	17人
飯塚市同研 第5回企画委員会	7月	飯塚市	15人
飯塚市人権・同和教育研究大会 夏期講座	7月	飯塚市	454人
福岡県人権・同和教育研究大会 夏期講座	8月	福岡市	81人
福岡県高等学校特別支援学校人権・同和教育分野別実践交流会	8月	田川市	10人
第43回九州地区人権・同和教育夏期講座	8月	福岡市	10人
福岡県人権・同和教育研究大会	10月	行橋市	28人
飯塚市同研 第6回企画委員会	11月	飯塚市	17人
飯塚市同研 企業人権問題研修会(飯塚市立病院)	11月	飯塚市	148人
飯塚市同研 学同部課題別研修会	11月	飯塚市	27人
飯塚市同研 学同部課題別研修会	12月	飯塚市	23人
飯塚市同研 第7回企画委員会	12月	飯塚市	18人
飯塚市同研 就学前部主催研修会	12月	飯塚市	82人
福岡県人権・同和教育研究大会 冬期講座	12月	飯塚市	91人
飯塚市同研 第8回企画委員会	1月	飯塚市	16人
飯塚市同研 第9回企画委員会	1月	飯塚市	14人
飯塚市人権・同和教育実践交流会	2月	飯塚市	612人
福岡県人権・同和教育実践交流会	2月	田川市	37人
飯塚市同研 学同部学習会	2月	飯塚市	99人
飯塚市同研 社同部学習会	2月	飯塚市	50人
飯塚市同研 第10回企画委員会	3月	飯塚市	18人
合 計			2,088人

人権・同和政策課

解放子ども会推進員の委嘱と活動の状況

子ども会は、各地域集会所、啓発センター等において、概ね週1回、異年齢の子ども同士の活動の中で、人権学習活動・体験学習活動を通して、少年期における人権啓発の推進を目的に行っております。

年度	子ども会数 (箇所)	推進員数 (人)	開催数 (回)	参加者数 (人)	備考
平成26年度	13	44	343	1,408	
平成27年度	12	44	348	1,294	
平成28年度	13	44	332	1,433	

児童生徒支援加配状況及び人権同和教育関連出張費等一覧（3年間）

学校教育課

○児童支援加配状況

区分		鯉田	立岩	飯塚東	菰田	飯塚	片島	伊岐須	幸袋	目尾	蓮台寺	潤野	八木山	穎田	庄内	内野	上穂波	大分	楽市	平恒	若菜	椋本	高田	合計
小学校	平成26年度	○	○	○				○	○			○		○	○		○		○			○		11
	平成27年度	○	○	○				○	○			○		○	○		○		○			○		11
	平成28年度	○	○	○				○	○			○		○	○		○		○			○		11

区分		一中	二中	二瀬	幸袋	鎮西	穎田	庄内	筑穂	穂波東	穂波西	合計
中学校	平成26年度	○	○		○	○	○	○	○	○	○	9
	平成27年度	○	○		○	○	○	○	○	○	○	9
	平成28年度	○	○		○	○	○	○	○	○	○	9

○人権同和教育関連出張費等一覧

件名	平成26年度 実績							平成27年度 実績							平成28年度 実績						
	開催地	派遣人数	旅費（費用弁償）		負担金		開催地	派遣人数	旅費（費用弁償）		負担金		開催地	派遣人数	旅費（費用弁償）		負担金				
			日数	執行額（円）	単価（円）	執行額（円）			日数	執行額（円）	単価（円）	執行額（円）			日数	執行額（円）	単価（円）	執行額（円）			
人権社会確立 全九州研究集会	福岡市	2名	2日	5,000	4,000	8,000	熊本市	1名	1泊2日	26,420	4,000	4,000	佐賀市	1名	1泊2日	17,500	4,000	4,000			
部落解放・人権西日本夏期講座	鹿児島市	1名	1泊2日	35,480	4,000	4,000	岡山市	2名	1泊2日	77,020	4,000	8,000	高知市	1名	1泊2日	42,880	4,000	4,000			
福岡県人権・同和教育夏期講座	福岡市	150名	1日	289,960	2,500	375,000	福岡市	145名	1日	285,920	2,500	362,500	福岡市	148名	1日	288,440	2,500	370,000			
全国在日外国人教育研究集会	広島市	1名	1泊2日	32,300	3,000	3,000	大阪市	3名	1泊2日	129,860	3,000	9,000	東京都	6名	1泊2日	22,120	2,500	15,000			
九州地区人権・同和教育夏期講座	宮崎市	10名	1泊2日	410,280	2,500	25,000	佐世保市	7名	1泊2日	156,980	2,500	17,500	福岡市	1名	2日	90,540	3,000	3,000			
福岡県人権・同和教育研究大会	古賀市	27名	1日	54,980	2,500	67,500	直方市	32名	1日	32,200	2,500	80,000	行橋市	30名	1日	85,020	2,500	75,000			
部落解放研究 全国集会	京都市	4名	2泊3日	230,440	4,000	16,000	別府市	1名	2泊3日	36,480	4,000	4,000	奈良市	1名	2泊3日	55,220	4,000	4,000			
全国人権・同和教育研究大会	高松市	2名	2泊3日	105,160	5,000	10,000	長野市	3名	2泊3日	195,420	5,000	15,000	大阪市	5名	1泊2日	213,520	5,000	25,000			
福岡県人権・同和冬期講座	行橋市	32名	1日	84,380	1,500	48,000	中間市	32名	1日	43,780	1,500	48,000	飯塚市	85名	1日	42,180	1,500	127,500			
人権啓発研究集会	山口市	2名	1泊2日	40,040	6,000	12,000	大阪市	5名	1泊2日	217,600	6,000	30,000	名古屋市	2名	1泊2日	94,180	6,000	12,000			
福岡県人権・同和教育実践交流会	嘉麻市 飯塚市 桂川町	30名	1日	21,380	2,000	60,000	糸島市	32名	1日	90,120	2,000	64,000	田川市郡	21名	1日	30,300	2,000	42,000			
合計		261名		1,309,400		628,500		263名		1,291,800		642,000		301名		981,900		681,500			